

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議  
「徳之島部会」 設置要綱

(目的)

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域候補地のうち、徳之島地域の適正な保全・管理を推進するため、別途設置される「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に、地域部会として「徳之島部会」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解、連携、協働、参加を必要とする課題や取組事項に関しては、地域としての取組方針を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行う。

(検討事項)

第2条 「徳之島部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域候補地のうち、「徳之島地域」の地域別行動計画に関する事項
- (2) 「徳之島地域」の遺産地域候補地、緩衝地帯及びその周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

第3条 「徳之島部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

(運営)

第4条 「徳之島部会」は、事務局長が招集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「徳之島部会」に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 「徳之島部会」は、重要な事項について検討を深めるため、地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

(事務局)

第5条 「徳之島部会」の事務局は、沖縄奄美自然環境事務所、鹿児島森林管理署、鹿児島県、徳之島町、天城町、伊仙町によって構成し、対外的な連絡窓口は鹿児島県自然保護課が務める。

- 2 事務局長は、鹿児島県自然保護課長が務める。

(その他)

第6条 「徳之島部会」は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域候補地科学委員会」や「同委員会奄美ワーキンググループ」をはじめとする科学者、研究者等と連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、「徳之島部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

コメントの追加 [a1]: 科学委員会の設置要綱が変更され次第発動します。

~~この要綱は、令和3年8月30日から施行する。~~

この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

コメントの追加 [a2]: 科学委員会の設置要綱が変更され次第、当該要綱第6条の変更を発動します。

(別紙)

「徳之島部会」構成機関・団体一覧（令和3年8月現在）

構成機関・団体
環境省沖縄奄美自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
徳之島事務所総務課
徳之島町企画課
天城町企画 <u>財政</u> 課
伊仙町きゅらまち観光課
奄美群島広域事務組合
<u>一般社団法人</u> 奄美群島観光物産協会
<u>一般社団法人</u> 徳之島観光連盟
徳之島エコツーリズム推進協議会
徳之島エコツアーカーガイド連絡協議会
<u>NPO法人</u> 徳之島虹の会
クロウサギの里
<u>徳之島地区自然保護協議会</u>
<u>世界自然遺産推進共同体</u>